

令和4年3月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(その 2)

3 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第 4 号	専決処分の報告について ----- (新大橋整備工事(その3)請負の一部変更契約の 締結をすることの専決処分)	3
報告第 5 号	専決処分の報告について ----- (物件破損事故に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分)	5
報告第 6 号	専決処分の報告について ----- (建物破損事故に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分)	7
報告第 7 号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	9

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和 4 年 3 月 17 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した新大橋整備工事（その 3）について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第7号

新大橋整備工事（その3）請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
新大橋整備工事（その3）の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方
自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月10日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「1,782,649,000円」を「1,834,316,000円」に変更する。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和 4 年 3 月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和 4 年 1 月18日に八戸市大字尻内町字笹ノ沢において発生した物件破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第6号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

公用車による花壇のブロックの破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月7日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 88,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年3月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和3年12月14日に八戸市根城六丁目において発生した建物破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第 5 号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

公用車による駐車場の天井及び看板の破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月7日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 81,400円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年3月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年1月21日に八戸市大字市川町字田ノ沢の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第4号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 20,944円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。